

公設公営にあたって

「遊びと生活の場」としての 学童保育施設を望みます

「遊びと生活の場」=児童福祉法第6条の2 第6項

わたしたちの施設の現状

現在、船橋市の学童保育は、ほとんどが民間の施設を借用しての実施であり、学校や児童館など公的な施設はごくわずかとなっています。

民間の施設で運営している学童保育クラブの多くが、施設の狭さや老朽化、大家さんからの立ち退き要求などに直面しています。夏は蒸し風呂、冬は床下からしんしんと冷え、なかには雨漏りがする施設などもあります。また、周辺環境も公園などが少なく、交通量もはげしいなど、遊び場が確保されているとは言えないのが実態です。

公設公営にあたっては、児童福祉法にうたわれている「遊びと生活の場」として、安全と衛生が確保された施設が必要です。

＜近隣の市は公的施設、船橋市は主に民間施設を利用＞

	学校内敷地 余裕教室	自治体保有地	児童館 児童ホーム	幼稚園 保育 園等の法人	民間施設
船橋市	4	1	5	2	24
市川市	21	18			
習志野市	13	3		1	
八千代市	6	9			

1998年千葉県学童保育連絡協議会調べ

余裕教室の活用にあたっては、 子どもの生活に必要な設備と広さを！

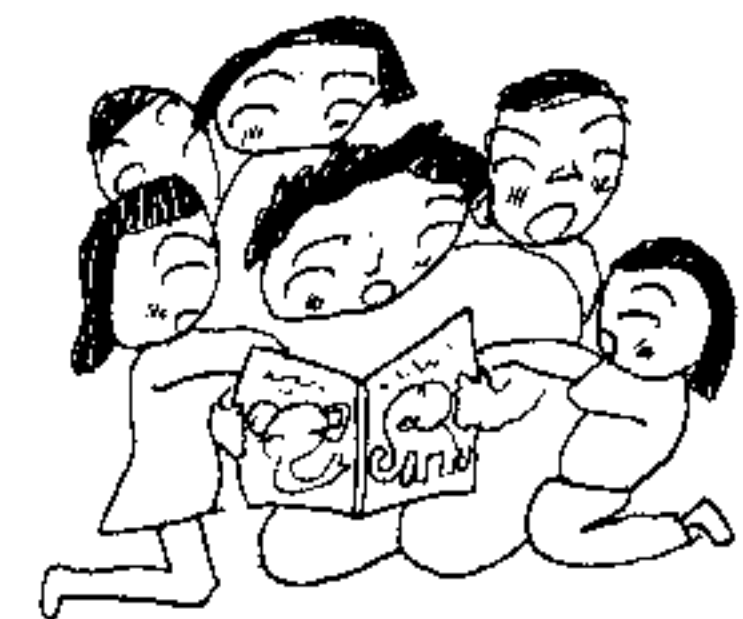
市は小学校の余裕教室(空き教室)も、施設として利用を図るという方針を示しました。このことは私たちにとって喜ばしいことです。余裕教室を子どもたちの「遊びと生活の場」にふさわしく改修するには、当然、十分な手だてがとられることが必要です。

私たちの望む施設内容

私たちの望む施設内容の概要は以下の通りです。余裕教室の改修ではこれらの点が満たされることが必要です。

1. 一定の生活空間を確保するために、十分な広さが必要です。具体的には子ども35人程度で2教室分の広さがあり、廊下部分の活用も含め、学校施設と切り離された独立した施設とすること。
2. 専用の玄関、くつ箱、遊具の収納庫、男女別トイレ、足洗い場、テラスなどが室外部分として屋根つきの下に設置されていること。
3. 室内は空調ができ、おやつのための台所・冷蔵庫、手洗い場、ランドセル用ロッカー、具合が悪くなった子どものための休養室、畳及びフローリング床、間仕切り用キャビネット、指導員の事務用机・椅子、印刷機、コピー機、電話などがあること。

そして、公設公営化によって利用者が増加しても待機者を出さないよう配慮されなければなりません。また、今年度、小学校の余裕教室を(学童保育施設に)整備するために計上されている市予算3,000万円は、以上のことを十分に踏まえて執行されることを望みます。



船橋市学童保育連絡協議会
船橋市学童保育指導員労組



学童保育には、「安全と衛生」が確保され、「遊びと生活の場」が保障された施設を望みます！

(「国にとどけ一人ひとりの声」 全国学童保育連絡協議会発行より船橋市の声を抜粋)

一学校区に一学童保育を

現在、学童クラブに子どもを通わせている親ですが、学童保育の公設公営にあたりぜひともお願いしたいことは、各学校に学童保育を作り、その施設を学校の敷地内に確保してほしいということです。わが子の場合は、他の学区内にある民家を利用しているクラブに通っています。

歩いて30分くらいの距離があり、わざわざ遠いクラブまで重いランドセルを背負って通わなければならない、毎日往復1時間を強いられています。(父母)

生活の場にふさわしい十分な広さを望みます

30年の永きにわたって、父母、指導員の協力で共働き、母子、父子家庭の子どもを皆として学童保育を支えてきましたが、老朽化した建物の一室には病児を一時的にも保護する場所もありません。おやつを食べるところすら充分ではありません。

私たちは、子どもたちの生活の場にふさわしい内容を整えた学童保育専用の施設を強く望んでいます。(指導員)

安全な施設を望みます

私の勤務している学童保育は現在児童数40名、指導員3名で開設して20年以上経っています。施設は民間で、その当時飯場で使っていたプレハブをゆずり受けたものです。大雨が降ればどこからか雨水が入り込み、雨漏りがしたり、夏は40度以上、冬はどんなにストーブをたいても床からしんしんと冷えてくるような場所で子どもたちは毎日を過ごしています。20年も経てば施設も相当古くなってきており、父母たちは年に最低1回は日曜返上で施設の修理を自分たちの手で行っています。

この前の阪神大震災では、神戸の学童保育所もたくさんつぶれたということを聞きました。私どもの父母会でも急ぎよ話し合いを持ちましたが、もし保育中にあのような天災が起きたら・・・と思うとぞっとしています。施設がしっかりしていなければ人災ということにもなりかねません。

未来のある子どもたちのためにぜひ安心して生活のできる公設の場にしてほしいと願っています。(指導員)

「安全と衛生」=放課後児童健全育成事業実施要項4(3)

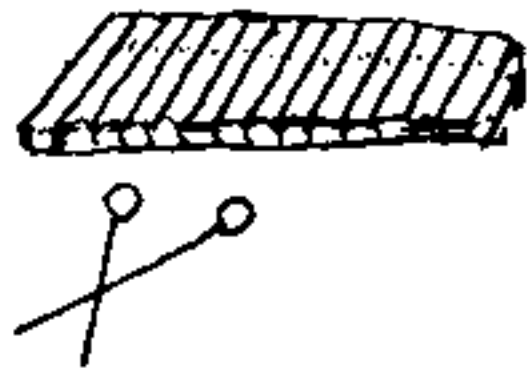
1998年10月5日

船橋市学童保育連絡協議会
船橋市学童保育指導員労組

公設公営で
私たちの望む
学童保育を！

3号

【連絡先】



船橋市西船2-2-21 33-9266